

## 商品概要説明書

### マイカーローン（三菱UFJニコス型）

（平成 30 年 10 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（三菱UFJニコス型）
ご利用いただける方	<p>○地区内に在住または在勤の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>※インターネットでのお申込みの場合は、満 20 歳以上からの受付となります。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の 3 か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。</p> <p>○JA が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他 JA が定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	<p>○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金用途に含めることができるものとします。</p> <p>①自動車・バイク・（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金</p> <p>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金</p> <p>⑤車庫建設のためのご資金（ただし、お借入金額は 100 万円以内とします。）</p> <p>⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む。）</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>ただし、貸付時年齢が満 20 歳未満または満 71 歳以上の場合については、200 万円を上限とし、満 20 歳以上の新卒内定者の場合については、300 万円を上限とします。</p>
借入期間	<p>○据置期間を含め 6 か月以上 10 年以内とします。なお、据置期間は就職内定者のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内とします（最大 3 か月）。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入利率には、年 0.79% または 1.35% の保証料率を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。</p>

<b>返済方法</b>	<input type="radio"/> 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
<b>担保</b>	<input type="radio"/> 不要です。
<b>保証人</b>	<input type="radio"/> JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
<b>手数料</b>	<input type="radio"/> 次の手数料が必要となります。なお、手数料はJAによって異なりますので、詳しくはJAの融資窓口までお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資実行手数料</li> <li>・ 一部繰上返済手数料</li> <li>・ 全額繰上返済手数料</li> <li>・ 条件変更手数料</li> </ul>
<b>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</b>	<input type="radio"/> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきましたJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 <input type="radio"/> 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。「お申込みいただきましたJA」または「JAバンク相談所」にお申し出ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）</li> <li>・ 民間総合調停センター（大阪府）※</li> </ul> ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。
<b>その他</b>	<input type="radio"/> お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <input type="radio"/> 印紙税が別途必要となります。 <input type="radio"/> 現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。